

## 議会運営委員会会議録

開閉日時 令和2年4月23日(木) 午前10時40分～午前11時26分  
会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

2番 神谷 直子、 3番 杉浦 康憲、 8番 黒川 美克、  
12番 鈴木 勝彦、 14番 小嶋 克文、 15番 内藤とし子  
オブザーバー

議長(11番) 北川 広人、 副議長(10番) 杉浦 辰夫、  
5番 岡田 公作、 6番 柴田 耕一、 16番 倉田 利奈

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

1番 荒川 義孝、 4番 神谷 利盛、 7番 長谷川広昌、  
9番 柳沢 英希、 13番 今原ゆかり

### 4. 説明のため出席した者

なし

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

### 6. 付議事項

- 1 令和2年第3回臨時会の日程等について
- 2 令和2年度の議会運営改善事項について

### 3 その他

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

### 議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてですが、本件については委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

本日、御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。

先ほど各派会議で議長から話がありました新型コロナウイルス対策として、市の補正予算に上程するために、5月1日に臨時会の開催を予定しているため、付議事項では、第2回臨時会となっておりますが、本日協議する内容は、第3回臨時会となりますので、御了承いただきます。

### 《議 題》

#### 1 令和2年第3回臨時会の日程等について

委員長 事務局より説明願います。

説（事務局 副主幹） それでは、お手元に配付していただいております、

令和2年第2回とありますが、第3回臨時会の会期及び会議日程案をごらんいただきたいと思います。

会期は5月20日水曜日の1日間とします。

会議日程といたしましては、開会、市長招集挨拶、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、説明、質疑、討論、採決、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、議会改革特別委員会委員の選任、衣浦衛生組合議会議員の選挙、衣浦東部広域連合議会議員の選挙、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出事件、閉会の順でお願いしたいと思います。

なお、現時点の市長部局からの提案議案は、補正予算案件が1件予定されております。

また、特別委員会委員、組合議会議員、連合議会議員については、既に御協力をいただいた議員の方もいらっしゃいますが、辞職願の署名に御協力をお願いいたします。

説明は以上でございます。

委員長 ただいま事務局が説明しました案のとおり、決めさせていただきます。よろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定させていただきます。

## 2 令和2年度の議会運営改善事項について

委員長 事務局より説明をお願いします。

説（事務局長） では、令和2年度の議会運営改善事項案をごらんいただきたいと思います。

今年度、議会運営に関し改善を検討していただきたい項目について、御説明をさせていただきます。

まず、① 議会運営に関する申し合わせ事項の変更について でございます

が、4 一般質問について では、一般質問通告書の受け付けについて、現行では、(1) 一般質問通告書の受け付けは、告示日の翌日、午前8時30分より開会日の4日前中3日の午後5時までとするとしておりますが、あくまでもこれは日程の関係で告示日の翌日1日となるケースも多く、また複数日あってもほとんど皆様が告示日の翌日には提出されることから、一般質問通告書の受け付けは告示日の翌日午前8時30分より午後5時までとすることに見直しを提案するものでございます。

次に、6 討論について では、討論通告書の提出について、現行では(1) 討論については、討論をしようとする議案等採決の日の会議前日の午後5時までに、議長に討論通告書を提出するとなっておりますが、前日では討論通告書の順番を決めるなどに時間を要するため、討論については、討論をしようとする議案等採決の日の会議前前日の午後5時までに議長に討論通告書を提出すると見直しをすることで、議会運営に余裕を持って進めるための提案でございます。

次に、9 委員会の公開(傍聴)について でございますが、現行では(3) 常任委員会等の傍聴席は、委員長の許可において5人までとする。ただし、議員についてはこの限りでないとしておりますが、これは旧庁舎の委員会室の部屋スペースでは、傍聴席が5席程度しか確保できなかったことによるものですが、現在の議場は39人を定員とした席が確保されていることから、5席の制限を改正し、(3) 常任委員会等の傍聴は委員長が許可する。ただし、議員についてはこの限りでないとするものでございます。

次に、庁舎移転に伴う改正でございますが、これは平成29年1月に、旧庁舎から新庁舎に議場等が移動したときに、議事堂から議場と名称変更しましたので、そのときに規則等を改正しておくべきだったものを改正漏れでございます。

まず、高浜市議会会議規則では、第1条及び第12条に、議事堂たるものを議場に改めるものです。

また、第103条及び第120条では、旧庁舎で会議室と呼称していたものを、議場または委員会の会議室に改めるもので、説明資料にはございませんが第85

条の会議室も同様に改めるものです。

さらに同様に、各派会議の申し合わせ事項、5 表彰伝達について で、全国市議会議長会および東海市議会議長会からの表彰者に対して、本会議の開始前に、議事堂において議長より表彰状の伝達を行うとありますので、議事堂を議場に改めるものです。

なお、高浜市議会会議規則につきましては、6月定例会の最終日に議員提案としての上程の上、決議を要する改正となります。

最後に、③ 常任委員会の座席の変更 でございますが、現在定例会における各常任委員会及び特別委員会については、議席の議員席の配置を変えて開催しておりますが、議席準備に時間を要するだけでなく、議場の電源コネクタ等を痛めることになることから、委員会の座席の配置を本会議と同様の配置とし、委員長は議長席を利用することに変更するものでございます。

なお、参考までに西三河各市議会の状況をまとめた一覧表を配付してございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上でございます。

委員長 それでは、事務局より説明があったとおりであります。本件についてはあらかじめ資料を配布し、各会派の意見を取りまとめていただくようお願いしております。

はじめに、議会運営に関する申し合わせ事項の変更について、4 一般質問について、各会派の御意見をお伺いしたいと思います。

はじめに、市政クラブさん、神谷直子議員。

意(2) 異議ありません。

委員長 次に、公明党さん、小嶋克文議員。

意(14) この変更案のとおりで結構です。

委員長 次に、新政会さん、黒川美克議員。

意(8) これで結構です。

委員長 次に、共産党さん、内藤とし子議員。

意(15) 私はこの一般質問についての、一般質問と討論についての改正には反対します。

今までもやれていましたし、できるだけ早くっていつも言われますので、協力もしてきました。この、中3日開会日4日前という、改正前のあれがありますけども、本当にこの、中3日ない時もあるわけで、今のままで、従来どおりでいいと思います。

委員長 次に、参考までに青政会さん、柴田耕一議員。

意（6） この案で結構です。

委員長 次に、高志クラブさん、岡田公作議員。

意（6） 異議はありません。

委員長 次に、高浜市民の会さん、倉田利奈議員。

意（16） 改正されますと、1日しか通告の日がないということで、それではなかなか議員がその日に来れないと通告というか、一般質問ができなくなってしまふという状況ですので、他市の状況を見ましても、やはりある程度の猶予がないと困りますので、逆に私は、日程をもう少し広げていただきたいと思っております。

委員長 4番の一般質問についてですね。

意（16） 今は、一般質問の件だけお聞きするんじゃないかなったでしょうかね。

委員長 各会派に御意見を伺いましたが、意見が分かれたので、持ち帰っていただきます。

次に5月13日開催予定の議会運営委員会で、再度、意見を伺いますので、それまでに、意見を取りまとめるように、御協力お願いいたします。

特に内藤議員おひとりと、倉田利奈議員ですので、調整を図りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、討論について、各会派の御意見を伺います。

はじめに、市政クラブさん、神谷直子議員。

意（2） 先ほど内藤議員がおっしゃいましたけど、今までできていた。もう働き方改革とかも進んでおりますし、会議前日の午後5時までですと、5時15分までが定刻となっておりますので、勤務時間の。残業させるということになりますし、前々日の午後5時までに協力してもいいのではないかと、この意見に賛成いたします。

委員長 次に公明党さん、小島克文議員。

意（14） この改正案で結構です。

確認ですけれども、例えばもし会議が火曜日に行われるとすると、当然、その前の金曜日、討論があれば提出は、ということですね。これは確認ですけど。

説（事務局長） そういうことになります。

委員長 次に新政会さん、黒川美克議員。

意（8） 私は現行どおりでいいと思うんですけども、先ほどの話ではないですけども、働き方改革とかうんぬんという話になりますとですね、あれですけども。よそのところ見たってですね、前日の正午だとか、そういった形のところがあるわけですので、時間的にうんぬんということだったら、正午までということも考えられるわけですので、一度検討させていただきたいと思えます。

委員長 検討ですね。最初はいいと言ったけど、検討ですね。

意（8） はい。

委員長 次に共産党さん、内藤とし子議員。

意（15） 改正前の従来どおりでいいと思います。

これもいつも協力していることですけども、そうは言っても、どうしてもこれを言わなきゃいかんというのがあった場合に、時間が5時までとなっていたほうが、討論通告書も出しやすいと思います。従来どおりで。

委員長 従来どおりということは反対ということですね。

意（15） はい。

委員長 次に青政会さん、柴田耕一議員。

意（6） この午後5時という時間をですね、残業等のことを考えて考慮して例えば2時だとか、午後3時とか。そういった時間を変更すれば、私はいいと思いますけれども。当日の、それでお願いをしたいと思えます。

委員長 前日のですね。

意（6） そうですね前日の午後5時を、時間を午前中なり、2時なり3時なりでお願いしたい。

委員長 時間の変更ですね。

次に高志クラブ、岡田公作議員。

意（５） 改正案で結構です。

委員長 次に高浜市民の会さん、倉田利奈議員。

意（１６） 先ほど日程を変えるという理由としては、討論の通告順を検討するのに時間がかかるっていうことですかね。４０人とか５０人も議員がいて、たくさん討論の通告書も出てくるようであれば、それは時間も必要かなと思うんですけど、この１年経験してみてもですね、そこまで時間が必要かというところがちょっと疑問があります。

せいぜい１時間なり２時間なりの前倒しなら結構ですけど、できれば今までどおりでお願いします。

委員長 時間の変更ならいいということですね。

他市の例もたくさん出ていると思いますけども、やはり他市は他市で、うちの現状っていうのは、どういう現状かということをしっかり見ていただいて、事務局の人数、それから業務の内容等見ますと、大変厳しい、陣容の中で運営していただいているということも加味して、他市の例は例として参考にしていただければと思いますので、そこら辺のことも加味して御判断いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

意（１５） 人数が少ないということも言われましたが、私、人数減らすには反対しました。人数については当局側の都合でありまして、議員の権利というのか、きちんとね、討論にしても一般質問にしても、きちんと考えて質問もしなければいけないし、討論もしないといけない。できるわけですから。

それを、時間を狭めたりして、日にちも変えたりしていくということは、議員の権利をやっぱり狭めるということになりますから、それに対して賛成することは、できません。

委員長 権利、主張は述べていただきましたけれども、我々のできることは、努力して、負担をかけないという一面もあるのではないかなと、私はそういう意見を持っております。

意（１６） 先ほどの討論の順番うんぬんという話なんですけど、議会事務局としては具体的にどのような事務作業があるのか、教えていただけたらと思いま

す。

意（11 議長） 議会においては、全ての書類を正副議長が決裁をします。それをしないと、一切皆さんにも、当局にもお配りすることができません。それだけでも、前日の例えば夕方5時に確定して、書類をつくって、そこに副議長と議長が判子を押したものが、皆さんとこに回るんです。

ですから、そのこのところも考えていただいて、討論のそれだけじゃないですよ。全てのものが、そういう段取りを通してやっていくものですから、そういうところの時間というものも、御判断の中に入れていただきたいなということをお思いますので、お願いいたします。

意（16） その全てのものというのが、どういうものなのか具体的にわかりませんし、それにどれぐらい要するのかわからないので教えてください。

説（事務局 副主幹） 討論の際に、通告のときに必要な書類ということですが、けれども、まず討論の通告が全て出された場合、それを議長まで取りまとめということで、こういう通告が出されたということで取りまとめを決裁に上げます。また、次第のほうですね。討論のときのシナリオに、通告順を考えたりとかしている作業があります。

委員長 よろしいですか。

意（16） 取りまとめ、通告の取りまとめの決裁ということですが、これというのはちょっと教えていただきたいのですが、勉強のためにも。個人個人が通告書を出すとかと思うんですけど、それを何か一覧表にするか、というか、そういう形になるんでしょうか。

説（事務局 副主幹） 最終日のときに、皆様の机の上に通告順ということで、お配りしているかと思うんですけども、そういったものをつくっております。

委員長 先ほども言いましたように、我々ができる努力の中で、少しでも、事務局への負担が軽くなるならば、私らが努力することも、やぶさかではないのかなということで、こういう提案をさせていただいているということも少し、加味させていただいて御判断をいただければと思いますので、よろしくお願います。

これも同じく意見が一致しないので、13日までによりしくお願いをしたいと

思います。

次に、委員会の公開傍聴について、各会派の意見を伺います。

はじめに市政クラブさん、神谷直子議員。

意（2） これで異議ありません。

委員長 次に公明党さん、小嶋克文議員。

意（14） この改正案で結構です。

ただ③の、ちょっと聞きたいんですけども、常任委員会の座席の配置を本会議と同様の配置とするとありますけども、要するにこのテーブルは変えないで、ただ委員だけは前に出るということですかこれは。

説（事務局長） 基本的に考えておるのが8人ですので、前列に座っていただいて、傍聴の方は後なり、コロナの影響もありますので、場合によっては離れる、傍聴席を使うということもあろうかと思えますけども、通常であれば、前にいっていただくというのはいかがでしょうかというふうに思っています。

委員長 賛成でいいですか。

意（14） 賛成です。

委員長 次に新政会さん、黒川美克議員。

意（8） この案で結構です。

委員長 次に共産党さん、内藤とし子議員。

意（15） この案で結構です。

委員長 次に青政会さん、柴田耕一議員。

意（6） この案で結構です。

委員長 次に高志クラブさん、岡田公作議員。

意（5） この案でお願いします。

委員長 次に高浜市民の会、倉田利奈議員。

意（16） 規則にあらかじめですね、傍聴の許可を得なければならないというところは残るかと思うんですけど、そちらを残すということになりますと、途中から、もし、傍聴希望者がいたら議事をとめて、傍聴の許可を出すということになりかねないと思うんですね。

なので、規則のほうに傍聴はできない方については、しっかり載っております

すので、この文面全てを削除したほうがスムーズにいくかと思えます。お願いいたします。

説（事務局長） 途中から入ってくる方も含めて全て、委員長の許可という形になりますので、許可は要るかと思えます。

意（16） なので、許可が要るっていうことは途中で議事をとめなければならないということになると思えますので、私は、この文面はなくても、規則に入れない方に関しては載っていますので、なので、あらかじめこれは書かなくても、いいのではないかと思えます。

説（事務局長） あくまで許可制でして、とめるというよりも事前に傍聴希望者の方は傍聴の紙を書きいただきますので、そこで許可を途中から来れば、委員長にそこで見せて許可をとることもできますし、今まで途中で入ってみえる方、私経験ありませんけども、そういった形はあくまでも傍聴というのは、議長なり委員長の許可が要るということで考えていただいたほうがいいかと思えます。

意（16） 許可というか傍聴は、原則的に私はできないというふうに解しているんですけど。そういう意味でも、許可を出さないといけないということは、そうすると途中でも、事務局長が紙を出して、そこで許可を受けるということになりますよね。そうすると途中でも議事をとめる、一旦とめる。で、許可をとるということになりますよね。そのようにやっているところは、ちょっと私は余り聞いたことがなくてですね。

説（事務局長） とめるというよりも、そこで確認すればいいわけです。

許可をいただければいいわけですし、それに議会です。議会の傍聴というのは基本的に許可がなければ傍聴できないというほうが原則だと思う。本会議は結構ですけど委員会については、委員長の許可が必ず要るのが原則ですので、そこは委員長の許可を残しておくべきだというふうに考えます。

委員長 よろしいですか。で、賛成でよろしいですか。

意（16） すいません。ちょっと忘れちゃったんですけど、これ、とにかく議会に関しては原則、傍聴できるというふうになってるかと思えますので、本会議はではなくて、地方自治法で、たしか書かれていると思えますので。

説（事務局長） 委員会は、あくまで委員長の許可だというふうに考えております。調べておきますけれども。

意（16） 私は、いろいろ逐条解説とかそれぞれの考え方がありますが、私の考えとしては原則としては、議会は全て傍聴できるのが原則というふうに地方自治法では私はそのように解釈しますので。なので、確かに、高浜市議会会議規則に関しては、こういう方はできないということが書かれておりますので、そういう方はできない。けど、ほかに関しては、私はできるというふうに解釈しておりますので、なので逆に私はちょっとこの文面がちょっと違和感があると思いますので、できれば私は削除を希望いたします。

説（事務局長） 一度確認をしておきますけれども、あくまでも委員会は許可だというふうに私、法律のほうからきていると考えておりますので、それを一応確認してみますので、少しお時間をいただきたいと思います。

委員長 反対でよろしいですか。確認してからでいいですか。

意（16） 反対いたします。この文面全て削除でお願いいたします。

委員長 反対でいいですね。

では、同じく5月13日までに再度意見の取りまとめをお願いしたいと思います。

次に、庁舎移転に伴う改正について、各会派の御意見を伺います。

はじめに、市政クラブさん、神谷直子議員。

意（2） 賛成します。

委員長 次に公明党さん、小嶋克文議員。

意（14） 同じく賛成です。

委員長 次に新政会さん、黒川美克議員。

意（8） 賛成します。

委員長 次に共産党さん、内藤とし子議員。

意（15） 賛成します。

委員長 次に、青政会さん、柴田耕一議員。

意（6） 賛成します。

委員長 次に、高志クラブさん、岡田公作議員。

意（５） 賛成します。

委員長 次に、高浜市民の会、倉田利奈議員。

意（１６） 提案に異議はございません。

委員長 案のとおり変更することに意見が一致しましたので、そのように決定して、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

異議もないようですので、会議規則については、案のとおり 6 月定例会最終日に議案提案として上程させていただき、各党派会議の申し合わせ事項については、案のとおり修正させていただきます。

次に、常任委員会の座席の変更について、各党派の御意見を伺います。

初めに、市政クラブさん、神谷直子議員。

意（２） 賛成します。

委員長 次に、公明党さん、小嶋克文議員。

意（１４） 賛成です。

委員長 次に、新政会さん、黒川美克議員。

意（８） 賛成です。

委員長 次に、共産党さん、内藤とし子議員。

意（１５） もっと早くやってもよかったと。

委員長 賛成ですね。

意（１５） 賛成。

委員長 次に、青政会さん、柴田耕一議員。

意（６） 賛成です。

委員長 次に、高志クラブさん、岡田公作議員。

意（５） 賛成します。

委員長 次に、高浜市民の会、倉田利奈議員。

意（１６） 提案に異議はございません。

委員長 それでは、案のとおり変更することで意見が一致しましたので、その

ように決定いたします。御異議もないようですので、案の通り変更させていただきます。

### 3 その他

委員長 はじめに、事務局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

説（事務局長） それでは1点お願いいたします。クールビズの関係でございます。

議会運営の申し合わせでは原則6月1日から9月30日となっておりますが、例年5月臨時会の翌日から10月31日までをクールビズ期間といたしております。本年についても、そのようにさせていただきたいですが、御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 それでは議会のクールビズについて、例年どおり実施期間は5月21日から10月31日までとしてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議がなければ、そのようにさせていただきます。

また、例年6月、9月定例会については、上着、ネクタイの着用は自由としておりますが、ポロシャツ、チノパンの着用は控えていただきます。

しかしながら、3月17日開催の議会運営委員会において、市長部局からの要望により、市制50周年PRのため、記念Tシャツの着用を認めたところありますので、議会としても、市制50周年を盛り上げるため、記念Tシャツに限り着用していきたいと考えております。

Tシャツを購入されていない方については、この限りではありませんが、議員も、記念Tシャツの着用を認めることで御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

なお、記念Tシャツ以外のポロシャツ等の着用は控えていただきますよう、よろしく願いいたします。事務局から市長部局への連絡もお願いをいたします。

次に、私から2点、確認事項を申し上げます。

議員各位が発言される時は、高浜市議会会議規則第50条、発言の要求で、会議において発言しようとするものは、挙手して、議長と呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を得なければならない。とあるように、必ず、挙手して、議長何番と発して、発言の許可を議長から受けてから発言してください。

また、委員会においては、高浜市議会会議規則第105条、発言の許可において、委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができないとあるため、会議と同様に必ず挙手をして、委員長何番と発して、発言の許可を委員長から受けてから発言して下さるよう、よろしく願いいたします。

次に、冒頭でも申し上げました新型コロナウイルス対策として、市の補正予算を5月1日に臨時会に上程したいと、当局から依頼がありましたので、これに伴い4月30日に議会運営委員会、5月1日に臨時会を予定していますので、御予定をお願いいたします。

補正予算の内容としては、国の特別定額給付金に関する予算、愛知県市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金に関する予算及び高浜市信用保証料補助金でございます。

急な臨時会となり、申しわけございませんが、議員各位におかれましては、御予定いただきますようお願いをいたします。

そのほか、皆さんのほうで何かあれば、お願いをいたします。

委員長、何番と仰っていただくということをお願いしました。

意(15) コロナの問題で、どこの学校が休んでいるとかそういうことはわかるんですが、案内出しているから、それはわかるんですが、コロナの現状を明確にしていきたいということと、学校関係がどのようになっているのか。窓口を1カ所、市民から質問があったときに、1カ所こう決めてい

ただけたらというふうに、一本化ができるようにね、思うんですが、それを市のほうに言っていただきたいと、議会としていただきたいというふうに思うんですが。どうでしょうか。

委員長 それは、教育関係に限ってということ。

意（15） 教育関係だけじゃなくて、事業者なんかも、今度も話が、協力金なんかの話が出ると思うんですが、そういうのは、全てのことにに関して、現状を明確にしていきたいという面で、市のほうに言っていただきたいということ。

委員長 それぞれ担当部局で、誠心誠意担当していると、私は思っていますので、それを集中することによって、また混乱、密室というんですか、密接になりますので、担当部局がしっかり担当しておればそれで済むんじゃないのかなと。そんなふうに感じますが、それ以上にもっと集中して、その担当を集中させよということですか。

意（15） いやいや。密という意味じゃなくて、今、市民部なんかにも、電話がよく入っているそうなんです、何か、今1人10万円っていう話が出てからちょっと減ったという話ですが、学校なんかも、どのようになっているのか。お医者さんいっても、非常にお医者さんも、外来の人たちが減っているし、みんなそれぞれに自粛と要望をしてくると思うんですが、ずっと市のほうから案内を、それぞれきているんですけども、なかなかそれはわかりにくいもので、1度どっか、臨時会か何かのときに、市のほうに話をしていただきたいなと思ってるんですが、そういう面では。

意（11 議長） 内藤議員の気持ちっていうのは、重々わかる場所もございませう。で、コロナ対策、新型コロナウイルス対策会議というのは、行政のほうもって、行ってあります。

そこに、議会のほうとしては、議会事務局長が毎回そこに出席をして、さまざまな情報をもたらしているということで、我々のほうに時々投げ込みがしてあると思いますけれども、あれに関しましてが、一般的に我々議員のレベルから市民のレベルにも、公表されている内容だというふうに判断をしていただければいいかなというふうに思っています。

幸いのこと、まだ市内で感染確認がされておられませんので、例えば、国のそういう給付金だとか、愛知県の協力金だとかっていうものをどうしたらいいか、こうしたらいいかということに関しましては、これは当然、市民部の窓口のほうで対応していただければ結構なことだもんですから、万が一、市内で感染が確認された場合には、一度、それに対しての、どのような対応するのかとかしているのかとか、そういったところを聞かせていただくように、私としては腹づもりで思っていますけども、現行は、皆さんに示せるものが、おおむね新型コロナの委員会で作られて共有されている内容ですので、各学校のことは各学校でまた取り組みが違ふところもあると思いますので、皆さん方に手に渡っている部分が共有で、学校がとっている対策だとか、そういったことになっているというふうに認識をしていただければいいのかなというふうに思います。

時期的にまだこれ5月になってないものですから、5月の臨時会では一般質問もできませんけれども、もし収束が見えなかった場合は、今後の対策だとか、市独自のさまざまな対策、対策というか市民に向けてやられることなどは、一般質問等で聞いていただくのが一番適正なところではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

何しろ、先ほど言ったように、皆さん方に早くお示ししなきゃいけないものは、メールボックスに入れます。

どうしても期日までに見ていただかなきゃいけないものに関しては、事務局から直接連絡させます。

こういう物が入っていますよという連絡をさせるようにします。

ですから、通常の形でのご案内の部分に関しては、1週間に1回ぐらいでも十分に皆さん方に情報が届くようになっているというふうに思いますので、そのような御理解でお願いしたいというふうに考えてます。

以上です。

委員長 それでよろしいですかね。

皆さん本当に混乱をしておりますので、議員としてしっかりその対策に対して、注視しながら、市民にそれを伝える、これが我々の使命だと思っておりますので、我々が混乱しないように、よろしく願いしたいと思います。

ほかに。

意（16） 今後のコロナ対策としまして議会としての、この議場の件なんですけど、今ちょっとエアコンついているのか、ついていないのかよくわからないんですけど、やはり、やはり我々がコロナに感染しているんな、議案が通らないってことになれば市民の方々に非常に御迷惑をかけるっていう一番重要なところだと思いますので、ひとつ対策としまして、有効かどうかも含めまして皆さんの御意見を聞きたいんですけど、ちょっと、窓開けるとうるさいかもしれませんが、やはり換気をしながら、議会運営を行うというのも一つの方法かなと思いますのでいかがでしょうか。

委員長 ここで検討するとか、事務局を通してですね、今後の進め方、コロナ対策を重点とした対策を事務局、あるいは、議長副議長を通して、いろんな対策をとっていただくように求めておきます。

ただし、これ窓開きますと本当にうるさいです。聞こえないです。

だから、その辺をちょっと。

意（11 議長） 本会議等のときは、1時間おきに休憩を一応はさむようにしています。

そのときには基本的に窓を開けて換気をするということで、やっておりますので、今日ずっと引き続きでやっていますから、あれですけども、本来でしたらやっぱり1時間おきぐらいに換気をするということで、何とか対応していったほうがいいんじゃないかなということを思っています。

それと、もう1点は、傍聴の自粛、市民の方々に傍聴の自粛っていうのは、そのままホームページのほうに載せてあります。

まだまだ感染拡大が、収束が見られないというところもありますので、できるだけ人の集まるというところに関しては、自粛をしていただくと、いうふうに声掛けするのは当たり前だというふうに思っております。

ですから、自粛をしてくださいということは、ホームページに載せてあるということを御承知おきしていただきたいということと、それから庁内の中に、傍聴の自粛のお願いの張り紙があちこちしてありますけれども、その中に今回、必ずマスクを着用して、入場してくださいということまで加えさせていただき

ましたので、そのことも御承知おきをしていただきたいと思います。

以上です。

説（事務局長） 今、倉田議員の話ですが、委員会はその席を例えば1カ所ずつにするだとか、窓をあけるとかできると思うんですけど、本会議は、ネット中継しますのでこの部屋、実は真っ暗の状態にしないと、非常に写りが悪いというのが検証されておりまして、委員会ではいろんなことは考えていきますけれども、本会議では、今、議長言われたように、1時間ごとの換気をするだとか、そういったことでの対応をしていきたいなというふうに思っておりますので御理解を願いたいと思います。

委員長 個人のいろんな自粛をするというのも当たり前のことですが、議会として最善の防止策をとっていただきたいと思います、そんなふうに思っております。

では、ほかになれば、よろしいですか。

以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 26 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長